

野田市告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託する。

令和5年4月20日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務受託者

東京都文京区大塚三丁目1番1号
TRC・日本管財共同企業体
共同事業体の代表者
株式会社図書館流通センター
野田市立北図書館 館長 深尾 安由

2 収入金の種類

野田市立北図書館で販売する野田市刊行物等売払金
野田市立北図書館複写機使用料
図書弁償金
野田市北コミュニティ会館公衆電話料徴収金

3 委託期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで